

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 5 月 31 日

京都市長 門川大作

京都市規則第 7 号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 47 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例別表第 2 に規定する別に定める水産物は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国内産の天然水産物のうち、活かれい類、活まだい、活ひらめ、活すずき、活あいなめ及び活あなご

(2) 加工水産物のうち、次に掲げるもの

ア 塩あまだい（近海区域において漁獲されたあまだいに係るものに限る。）

イ ゆで丸がに（日本海の海域において漁獲されたずわいがに（輸入に係るものを除く。）に係るものに限る。）

ウ 国内産のちりめんじゃこ及び煮干しいわし

2 条例別表第 3 に規定する別に定める果実は、国内産のなし、もも、ぶどう、いちご、メロン及びすいかとする。

第 47 条第 3 項中「別表第 8」を「別表第 7」に改める。

第 107 条本文中「別表第 9」を「別表第 8」に改め、同条ただし書中「がある」を「によりこれにより難しい」に、「市長が」を「別に」に改める。

別表第 7 を削る。

別表第8 青果部の項中

<p>(1) 長だいこん（加工用のものを除く。）</p> <p>(2) 滋賀県又は京都府の区域内において生産された野菜のうち、次に掲げるもの はくさい、小松菜、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、しゅんぎく、きゅうり、なす、青とうがらし及びたけのこ（当該たけのこの出荷者が個人であるものを除く。）</p> <p>(3) 京都府の区域内において生産されたトマト</p>	<p>パーセント</p> <p>40</p>
<p>国内産の果実のうち、次に掲げるもの なし、もも、メロン及びすいか</p>	<p>30</p>

を

<p>国内産のなし、もも、メロン及びすいか</p>	<p>パーセント</p> <p>30</p>
---------------------------	------------------------

に改め、同表を別表第7

とする。

別表第9を別表第8とする。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)